

大津市パワーアップ・市民活動応援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民団体等が地域の課題解決やまちの活性化を図るために実施する主体的なまちづくり活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例（平成23年条例第1号）の基本理念に基づく協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民団体等 本市において営利を目的としない活動を行う団体をいい、地域自治組織、NPO法人、ボランティア団体その他の公共的な活動を行う団体で、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 構成員が10人以上の団体であるもの

イ 団体の規約等を定めているもの

(2) まちづくり活動 市民団体等が大津市内において主体的かつ意欲的に行う公益的な活動（不特定多数の利益又は社会の利益につながるもの）をいう。ただし、政治、宗教又は営利を目的とした活動を除く。

(補助事業)

第3条 この要綱によるパワーアップ・市民活動応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市民団体等が行うまちづくり活動（国、県及び本市等の他の補助制度の対象となるものを除く。）で次の各号のいずれかの部門に該当するもののうち、本市のまちづくりに大きく寄与すると市長が認めるものとする。ただし、一の市民団体等が実施する事業に対する補助金の交付は、次の部門の区分ごとに3回、全部門を通じて5回を限度とし、同一年度において1回限りとする。

(1) スタートアップ部門 構成員の7割以上が大津市民で、大津市内に活動の拠点を有する設立5年以内の市民団体等が実施する事業

(2) ステップアップ部門 構成員の7割以上が大津市民で、大津市内に活動の拠点を有し、1年以上の活動実績がある市民団体等が実施する事業（前号の区分の補助金の交付の対象となるものを除く。）

(3) 「ワカモノ」チャレンジ部門 構成員の7割以上が39歳以下の者である市民団体等が地域貢献と地域住民とのパートナーシップにより、まちの活性化や地域課題の解決を目指した活動を行う事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができるものは、前条各号に掲げる部門の区分に応じ、当該各号に定める市民団体等とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費として市長が認めたものとする。ただし、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

(1) 市民団体等の事務所等を維持するための経費

(2) 市民団体等の経常的な活動に要する経費

- (3) 市民団体等の構成員に対する人件費及び謝礼
- (4) 備品購入費（第3条第2号及び第3号による補助事業の場合に限る。）及び食糧費
- (5) その他市長が適当でないと認める経費
（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費から補助事業の収入金額を控除した額に、次の各号に掲げる部門の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内の額とする。ただし、第3条第1号又は第2号の部門にあつては400,000円、同条第3号の部門にあつては200,000円を限度とする。

- (1) 第3条第1号又は第2号の部門 2分の1以内
- (2) 第3条第3号の部門 3分の2以内
（事業の募集等）

第7条 市長は、期間を定めて、補助事業の企画提案を募集するものとし、これに応募しようとする市民団体等は、大津市パワーアップ・市民活動応援事業補助事業提案書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の提案書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（第3条第1号又は第3号の部門にあつては様式第2号、同条第2号の部門にあつては様式第3号）
- (2) 収支予算書（様式第4号）
- (3) 暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書（様式第5号）
- (4) 団体構成員名簿（様式第6号）
- (5) 団体規約等
- (6) その他市長が必要と認めるもの
（審査）

第8条 市長は、前条の規定による応募があつた事業について、書類及び公開プレゼンテーションによる審査を実施するものとする。

（交付申請書）

第9条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市パワーアップ・市民活動応援事業補助金交付申請書（様式第7号）とする。

2 前項の交付申請書には、第7条第2項の規定により提案書に添付した書類のうち当該交付申請の時までに内容の変更のあつたものを添付しなければならない。

3 前2項に規定する書類の提出期間は、市長が別に定める。

（決定通知書）

第10条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市パワーアップ・市民活動応援事業補助金交付決定通知書（様式第8号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市パワーアップ・市民活動応援事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第9号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第11条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市パワーアップ・市民活動応援事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）又は大津市パワーアップ・市民活動応援事業補助金交付決定変更通知書（様式第11号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第12条 規則13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市パワーアップ・市民活動応援事業補助事業変更承認申請書（様式第12号）又は大津市パワーアップ・市民活動応援事業補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第13号）とする。

（承認通知書等）

第13条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市パワーアップ・市民活動応援事業補助事業変更承認決定通知書（様式第14号）若しくは大津市パワーアップ・市民活動応援事業補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第15号）又は大津市パワーアップ・市民活動応援事業補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第16号）若しくは大津市パワーアップ・市民活動応援事業補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第14号）により行うものとする。

（実績報告書）

第14条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市パワーアップ・市民活動応援事業補助事業実績報告書（様式第18号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第19号）
- (2) 収支決算書（様式第20号）
- (3) 自己評価シート（様式第21号）
- (4) 事業の実施状況を撮影した写真、資料等
- (5) 領収書等（明細を記したものを含む。）の写し
- (6) その他市長が必要と認めるもの

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（確定通知書）

第15条 規則第15条の規定による通知は、大津市パワーアップ・市民活動応援事業補助金確定通知書（様式第22号）により行うものとする。

（交付請求書）

第16条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市パワーアップ・市民活動応援事業補助金（精算払）交付請求書（様式第23号）とする。

2 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市パワーアップ・市民活動応援事業補助金（概算払）交付請求書（様式第24号）とする。

（取消通知書）

第17条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市パワーアップ・市民活動応援事業補助金交付決定（確定）取消通知書（様式第25号）により行うものとする。

（返還通知書）

第18条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市パワーアップ・市民活動応援事業補助金返還通知書（様式第26号）により行うものとする。

（補助事業中間報告会）

第19条 市長は、補助事業の進捗を確認し、及び補助事業者（補助金の交付の決定を受けて補助事業を行うものをいう。次項において同じ。）間の連絡、連携等の促進、補助事業の周知等を図るため、必要に応じて補助事業中間報告会（以下「報告会」という。）を開催する。

2 補助事業者は、報告会に出席し、補助事業について市長に報告するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。